【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条2の第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月31日

【事業年度】 第80期(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

【会社名】 株式会社オオバ

【英訳名】 OHBA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻本 茂

【本店の所在の場所】 東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 西垣 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号

【電話番号】 代表 03-3460-0111

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 西垣 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社オオバ東京支店

(東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号)

株式会社オオバ名古屋支店

(愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号)

株式会社オオバ大阪支店

(大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年8月29日に提出いたしました第80期(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(退職給付関係)

(6)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

損益計算書

注記事項

(損益計算書関係)

3【訂正箇所】

____の部分は訂正箇所を示します。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

< 訂正前 > 記載なし

<訂正後>

(9)法的規制について

当社グループは事業活動を行う上で、独占禁止法、下請法、個人情報保護法等の様々な法規制の適用を受けております。これからの法規制の遵守を徹底するため、すべての役員及び従業員が、行動規範の基本原則である「法令遵守」の精神を理解し、公正で透明な企業風土の構築に努めております。また、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアルを定め、運用体制を整備し、当社グループ全体での厳格な運用に努めております。しかしながら、万が一これらの法規制を遵守できなかった場合には、社会的な信用や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、主務官庁から建設コンサルタント登録や測量業登録をはじめとして、様々な登録、許認可を受けて事業をおこなっていることから、登録、許認可の根拠となる各法令等を遵守し、許認可等の更新に支障が出ないよう、役職員の教育等に努めております。しかしながら、役員が罰金以上の刑に処されることその他何らかの理由により登録、許認可の取り消しや更新ができない状態が発生した場合及び関連法規の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。なお、現時点において、当社グループは以下の登録、許認可取り消し事由に抵触しておりません。

登録の種類	保有会社	有効期限	取消事由	
建設コンサルタント登録	当社	平成31年 9 月30日		
	日本都市整備(株)	平成29年 2 月23日	<u>建設コンサルタント登録規程</u> 第12条、13条	
	東北都市整備㈱	平成31年7月16日	212 :- 23 (

第4【提出会社の状況】

- 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役との関係

<訂正前>

(省略)

社外監査役である山口修氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務会計に関する知識に精通されており、独立した立場からの助言・提言をしていただいております。なお、山口修氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出を致しております。

社外監査役である伊禮竜之助氏は、弁護士資格を有しており、東京弁護士会に所属されております。人権擁護委員会副委員長を歴任され、現在はNPO法人市民生活安全保障研究会監事に就かれております。また、伊禮綜合法律事務所では企業の顧問弁護士に就かれ、数々の訴訟等の経験を元に企業法務に精通されており、独立した立場からの助言・提言していただいております。

(省略)

<訂正後>

(省略)

社外監査役である山口修氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務会計に関する知識に精通されており、独立した立場からの助言・提言をしていただいております。なお、山口修氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出を致しております。また、山口修氏は、当社株式を50,900株(2014年5月末現在)(持株比率0.28%)を保有しております。

社外監査役である伊禮竜之助氏は、弁護士資格を有しており、東京弁護士会に所属されております。人権擁護委員会副委員長を歴任され、現在はNPO法人市民生活安全保障研究会監事に就かれております。また、伊禮綜合法律事務所では企業の顧問弁護士に就かれ、数々の訴訟等の経験を元に企業法務に精通されており、独立した立場からの助言・提言していただいております。

伊禮竜之助氏は、当社株式を1,900株(2014年5月末現在)(持株比率0.01%)を保有しております。 (省略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(退職給付関係)

(6)年金資産に関する事項 年金資産の主な内訳

<訂正前>

(省略)

(注)年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が33.0%含まれております。

<訂正後>

(省略)

(注)年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が32.3%含まれております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

<訂正前>

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
	(省略)	
営業外収益	. .	
受取利息	4 2,480	4 7,98
受取配当金	4 31,931	4 27,27
受取保険金及び配当金	7,960	15,94
為替差益	-	1,52
投資有価証券売却益	1 21,609	1 15,20
受取品貸料	27,388	45,61
受取遅延損害金	18,704	3
償却債権取立益	6,666	-
その他	4 52,724	4 84,39
営業外収益合計	169,466	197,98
	(省略)	
<訂正後>		
		(単位:千円

				(1 1 1 1 2 7		
	(自 至	前事業年度 平成24年 6 月 1 日 平成25年 5 月31日)	(自 至	当事業年度 平成25年 6 月 1 日 平成26年 5 月31日)		
	(省略)				
営業外収益						
受取利息		4 2,480		4 7,986		
受取配当金		4 31,931		4 27,271		
受取保険金及び配当金		7,960		15,948		
為替差益		-		1,520		
投資有価証券売却益		1 21,609		1 15,204		
受取品貸料		27,388		45,619		
受取遅延損害金		18,704		39		
償却債権取立益		6,666		-		
関係会社受取出 <u>向料</u>		<u>-</u>		49,800		
その他		4 52,724		4 34,591		
営業外収益合計		169,466		197,982		

【注記事項】

(損益計算書関係)

4 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

<訂正前>

` "	1 TT Hil 2				
		(自 至	前事業年度 平成24年 6 月 1 日 平成25年 5 月31日)	(自 至	当事業年度 平成25年 6 月 1 日 平成26年 5 月31日)
	その他の営業外取引高		20,494千円		70,711千円
	計		20,494千円		<u>70,711千円</u>
<言	丁正後 >				
		(自 至	前事業年度 平成24年 6 月 1 日 平成25年 5 月31日)	(自 至	当事業年度 平成25年 6 月 1 日 平成26年 5 月31日)
	その他の営業外取引高		20,494千円		20,911千円
	計		20,494千円		20,911千円